

国立天文台の運営会議における研究教育職員の人事に関する取扱要項

平成26年 7 月 11 日

運 営 会 議 決 定

一部改正 平成26年 9 月 1 日

一部改正 平成27年 5 月 12 日

一部改正 平成28年 5 月 30 日

一部改正 平成29年 1 月 1 日

一部改正 平成29年 3 月 14 日

一部改正 平成30年 1 月 12 日

一部改正 平成30年 8 月 6 日

一部改正 平成31年 4 月 1 日

一部改正 令和 2 年 1 月 17 日

一部改正 令和 2 年 4 月 1 日

一部改正 令和 3 年 3 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この取扱要項は、国立天文台の運営会議において審議する研究教育職員の人事の取扱いについて必要な事項を定める。

(公募実施の提案)

第 2 条 台長は、研究教育職員に欠員が生じたとき又は生じることが見込まれるときは、企画会議の議に基づき、その補充又は配属先の調整について、運営会議に提案するものとする。また、それらに伴う公募の実施について、運営会議に提案することができるものとする。

(人事候補者選考会)

第 3 条 運営会議は、前項に規定する台長の提案に基づき審議を行い、研究教育職員のうち教授、准教授、講師又は助教の公募実施を決定したときは、1 件ごとに人事候補者選考会を設置し、その構成員を 5 人程度（ただし、プロジェクト室又はセンターに配属する助教の場合は 3 人程度とし、この場合、当該プロジェクト室又はセンターの長は構成員となることができないものとする。）指名するものとする。人事候補者選考会の長は、構成員の互選により選出するものとする。

2 人事候補者選考会は、1 件の公募につき、応募者の中から 1 人以上の候補者を選考し、選考理由及び選考過程を報告書にまとめ、応募者一覧及び申請書類一式を添えて、運営会議の 3 週間前までに台長に提出し、必要に応じて企画会議の審議・承認を得た上で、運営会議に提出するものとする。なお、候補者の略歴、研究業績及び人事候補者選考会による

報告書は、原則として運営会議において選考報告が行われる前に、運営会議の全ての委員の閲覧に供するものとする。

- 3 人事候補者選考会において、最終選考候補者と拮抗すると判断された者があるときは、その応募書類を運営会議に提示するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、人事候補者選考会は、応募者の中に適任者がいないと判断したときは、再公募の実施を運営会議に提案することができる。
- 5 人事候補者選考会の構成員又は陪席者が、応募者の直属の上司（相当する場合を含み、当該公募で配属を予定している部署の長を除く。）である場合、当該構成員又は陪席者は、人事候補者選考会における候補者の最終選考段階において、審議の場から退席するものとする。
- 6 助教の公募に係る人事候補者選考会の構成員又は陪席者が、応募者の大学院指導教員としての経歴を有する場合、当該構成員又は陪席者は、当該応募者についての審議の場から退席するものとする。

（研究技師系の人事候補者選考会）

第4条 運営会議のもとに、技師長、主任研究技師、前任研究技師及び研究技師の人事候補者選考会（以下「研究技師系人事候補者選考会」という。）を置く。

- 2 研究技師系人事候補者選考会は、1件の公募につき、応募者の中から1人以上の候補者を選考し、選考理由及び選考過程を報告書にまとめ、応募者一覧及び申請書類一式を添えて、運営会議の3週間前までに台長に提出し、必要に応じて企画会議の審議・承認を得た上で、運営会議に提出するものとする。なお、候補者の略歴、研究業績及び同人事候補者選考会による報告書は、原則として運営会議において選考報告が行われる前に、運営会議の全ての委員の閲覧に供するものとする。
- 3 研究技師系人事候補者選考会において、最終選考候補者と拮抗すると判断された者があるときは、その応募書類を運営会議に提示するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、人事候補者選考会は、応募者の中に適任者がいないと判断したときは、再公募の実施を運営会議に提案することができる。
- 5 人事候補者選考会の構成員又は陪席者が、応募者の直属の上司（相当する場合を含み、当該公募で配属を予定している部署の長を除く。）である場合、当該構成員又は陪席者は、人事候補者選考会における候補者の最終選考段階において、審議の場から退席するものとする。

（教授候補者との面談）

第5条 運営会議は、教授の人事を行うときは、人事候補者選考会による選考報告を受けた後、必要に応じて、候補者との面談を行うことができる。

（投票）

第6条 公募による人事は、運営会議において、人事候補者選考会による選考報告又は前条に規定する面談の後、投票により決するものとする。

- 2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成16年自機規程第17号）第10条第2項の規定にかかわらず、人事に関する投票は、出席した委員の過半数かつ有効票数の3分の2以上の賛成をもって可決するものとする。ただし、運営会議が必要と判断したときは、人事に関する投票を、同項の規定に則り取扱うことができる。

（審議の中断）

第7条 運営会議委員は、人事候補者選考会が候補者を選考した後であっても、人事選考の延期若しくは中止、再公募の実施又は人事候補者選考会の再構成を運営会議に提案することができる。

（公募によらない人事）

第8条 台長は、研究教育職員を公募によらず昇任させるよう運営会議に提案することができる。

- 2 運営会議は、前項の提案を認めたときは、人事候補者選考会を設置し、その構成員を5人程度指名するものとする。人事候補者選考会の長は、構成員の互選により選出するものとする。
- 3 人事候補者選考会は、選考過程を報告書にまとめ、運営会議に提出するものとする。なお、候補者の略歴、研究業績及び人事候補者選考会による報告書は、原則として運営会議において選考報告が行われる前に、運営会議の全ての委員の閲覧に供するものとする。
- 4 公募によらない人事は、人事候補者選考会による報告の後、投票により決するものとする。投票の方法等は、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

（内定通知等）

第9条 台長は、運営会議の議に基づき、候補者の選考を決定した場合には、候補者へ内定通知書を送付する。

- 2 各部局長は、必要に応じて、人事候補者選考会が候補者を選考した段階で、台長の了解の下に、候補者に対して、内々定（前項の段階に至るまでの間における採用予定候補者である旨）の連絡をすることができる。
- 3 最終候補者氏名公表の解禁は、原則として採用日以降とする。ただし、各部局長は、必要に応じて、氏名公表に関する採用内定者の同意及び所属機関の長の内諾（現所属機関があるとき）がある場合に限り、採用日前日以前に、採用内定者の氏名公表を解禁することができる。

（雑則）

第10条 この取扱要項に定めるもののほか、研究教育職員の人事選考の実施について必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この取扱要項は、平成26年7月11日から施行し、同日以後に運営会議が投票を行う人事及び公募によらず行う人事について適用する。
- 2 人事に関する申合せ事項（平成16年5月26日運営会議決定）、運営会議における助教候補者の承認について（申合せ）（平成16年5月26日運営会議決定）、主任研究技師及び研究技師候補者の選考について（申合せ）平成16年5月26日運営会議決定、公募によらない教授、技師長及び准教授への昇格の手続きについて（申合せ）（平成16年5月26日運営会議決定）、運営会議における主任研究技師及び研究技師の人事選考について（申合せ）（平成19年1月17日運営会議決定）及び教授候補者の選考について（申合せ）（平成24年1月20日運営会議決定）は、廃止する。

附 則

この取扱要項は、平成26年9月1日から施行し、同日以後に運営会議が投票を行う人事及び公募によらず行う人事について適用する。

附 則

この取扱要項は、平成27年7月1日から施行し、同日以後に運営会議において選考報告が行われる人事について適用する。

附 則

この取扱要項は、平成28年5月30日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成29年3月14日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成30年1月12日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成30年8月6日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、令和2年1月17日から施行する。

附 則

この取扱要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、令和3年3月22日から施行する。